

平成23年2月16日

市政記者クラブ様

市民経済局市民生活部消費生活センター
担当：竹内、森山 電話222-9679**悪質な訪問販売勧誘の被害を防ぐため
「訪問販売お断りステッカー」を作成しました**

高齢者を中心に悪質な訪問販売勧誘に関する相談が増加傾向にある中、被害防止に役立てていただくとう「訪問販売お断りステッカー」を作成しましたので、広く市民への周知をお願いします。

記

1 内容

悪質な訪問販売勧誘による消費者被害の防止に役立つもの。地域ぐるみでご利用いただくことにより地域の安全も図ります。

- 屋外用** 門や玄関の外側に貼って、訪問販売事業者の悪質な勧誘に対して拒絶の意思表示をして、けん制する。
- 屋内用** 電話、インターホンの周辺に貼って、困った時にはすぐに消費生活センターに電話相談できるようにする。
- サイズ** タテ6.5センチ×ヨコ14センチ
※屋外用と屋内用を切り離して使用する形式です。

2 配布数 2万枚**3 配布方法**

消費生活センター及びセンターの出張講座などで無料配布。

その他、郵送希望者には、個人または団体単位で下記に問い合わせのうえ申し込み（送料をご負担願います）。

4 問い合わせ先 消費生活センター指導係 電話222-9679**5 参考：消費生活センターの相談実績（平成22年4月～12月）**

全体の相談件数は減少傾向にありますが、高齢者の相談は増加しています。特に訪問販売、電話勧誘販売による相談が増えており、家屋の修繕工事や未公開株、海外先物取引などの金融商品の消費者トラブルが目立っています。

区分	21年4～12月	22年4～12月	増減率
全体相談	12,558件	10,886件	△13.3%
高齢者相談	1,897件	1,957件	3.2%
訪問販売	328件	375件	14.3%
電話勧誘販売	158件	200件	26.6%